

医師・看護師の負担軽減及び処遇改善計画（令和6年度）

当院では、良質な医療を継続的に提供していくため、当院に勤務する医師、看護師等の医療職に過重な負担がかからないよう、負担軽減及び処遇改善を図ることに取り組んでおります。

○ 医師の負担軽減及び処遇の改善

① 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施

当直日に配慮し、連続して当直勤務を行わない勤務体制を実施し、医師の負担軽減を図る。

② 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮

各診療科で予定手術前日の当直や夜勤を行わないように配慮する。

③ 当直翌日の業務内容に対する配慮

各診療科で当直翌日の業務負担を軽減し処遇の改善に努める。

④ 複数主治医制の実施

複数主治医制の導入を検討し、負担の軽減を図る。

⑤ 育児・介護休業法の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用

育児・介護休業法で定める期間は週30時間以上の勤務で常勤扱いとする。

○ 看護職員の負担軽減及び処遇の改善

① 業務量の調整

時間外労働が発生しないよう業務量の調整に取り組む。

② 看護職員と他職種との業務分担

チーム医療を推進するため、他職種との業務分担を図る。・薬剤師、リハビリ職種、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、事務職員その他

③ 看護補助者の配置

主として事務的業務を行う看護補助者を適切に配置する。また、看護補助者の夜間配置についても検討する。

④ 短時間正規雇用の看護職員の活用

短時間正規雇用の看護職員の活用を検討する。

⑤ 多様な勤務形態の導入

多様な勤務形態の導入を推進する。

⑥ 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮

院内保育所の活用や夜勤の減免、休日勤務の制限制度、半日単位での休暇取得など

⑦ その他の処遇改善

看護職員等処遇改善事業等に基づく特殊勤務手当、令和6年診療報酬改定によるベースアップ評価料に基づく特殊勤務手当など